

第3次

美郷町地域福祉計画

(美郷町重層的支援体制整備事業計画)

令和5年度～令和9年度



令和5年3月
島根県美郷町

目 次

1. 計画策定にあたって	P 1
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画の期間	
(3) 計画の進行管理	
(4) 計画の位置づけ	P 2
2. 美郷町の現状	P 3
(1) 人口の推移	P 3
(2) 世帯数の推移	P 5
(3) 地域の状況	P 6
(4) 子どもを取り巻く状況	P 7
(5) 高齢者の状況	P 9
(6) 障がいのある方の状況	P 13
(7) 経済的に支援の必要な世帯の状況	P 14
(8) 住民アンケート結果からみた現状	P 15
【施策体系】 基本理念・基本目標・主要施策	P 17
3. 基本目標と今後の方向性（施策の展開）	P 18
(1) みんなでつながる担い手づくり	
1) 住民を対象とした福祉教育の推進	
2) 福祉を支える担い手の育成	
(2) みんなで支え合う仕組みづくり ～地域包括ケアシステムの構築～	P 19
【美郷町重層的支援体制整備事業計画】	
1) 町全体の包括的支援体制の構築	
2) 重層的な総合相談支援体制の構築	
3) 多機関協働のネットワークの構築	
4) 重層的支援会議の実施	
【美郷町健康福祉課の重層的支援体制】	P 20
(3) みんなの暮らしを支えるサービスづくり	P 21
1) 各分野の福祉サービスの充実・利用促進	
2) 様々なニーズに対応した生活支援の充実	
3) 子どもの貧困対策の充実【美郷町子どもの輝く未来応援計画】	P 22
4) 権利擁護及び成年後見制度の利用【美郷町成年後見制度利用促進計画】	P 24
5) 再犯防止施策の推進【美郷町再犯防止推進計画】	P 26

(4) みんなで助け合う地域づくり	P 2 7
1) 福祉と人権のまちづくりの推進	
2) 地域ぐるみの見守り支援体制の推進	
3) 住民主体による地域の居場所づくり	
4) 地域ごとの生活支援体制の構築	
5) 防犯・防災体制の充実	
4. 計画の達成状況の点検及び評価	P 2 9
<hr/>	
【美郷町地域福祉（重層的支援）推進体制】	P 3 0
<hr/>	
【美郷町重層的支援体制】	P 3 1
<hr/>	
【用語の解説】	P 3 2
<hr/>	
【資料】	P 3 3
(1) 美郷町地域福祉計画策定委員会開催状況	P 3 3
(2) 第3次美郷町地域福祉計画策定委員会 委員名簿	P 3 4

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本町は少子高齢化がすすむ島根県のなかでも、特に中山間地に位置しており、少子高齢化とともに、人口減少が急速に進みつつあり、本町においても多種多様な課題を抱えた世帯が増えている現状があります。

そこで本町では、このような現状に対して、限られた人材や社会資源で対応することに限界があるため、令和3年度から健康福祉課を総合相談窓口と位置づけ、重層的支援体制整備事業を開始しました。今までの施策の進捗状況や効果も振り返りながら、役場、町内外の関係機関、住民が連携して、令和2年に策定した「美郷町子ども・子育て支援事業計画」、令和3年に策定した「第8期美郷町高齢者福祉計画」、「第6期美郷町障がい福祉計画」の内容をふまえて、高齢者だけでなく、住民みんなが安心して暮らせる地域づくり、地域の実態に即した「地域包括ケアシステムの構築」を今後さらに推進するために本計画を策定します。

また、本計画は、「美郷町子どもの輝く未来応援計画」及び「美郷町重層的支援体制整備事業計画」、「美郷町成年後見制度利用促進計画」、「美郷町再犯防止推進計画」など、これらの計画も兼ねた包括的な計画です。特に高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、対象者にとらわれず、各種の事業を効果的、包括的な事業の展開を目指すとともに町ぐるみの福祉のネットワーク体制を整備し、推進していきます。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年計画とします。

(3) 計画の進行管理

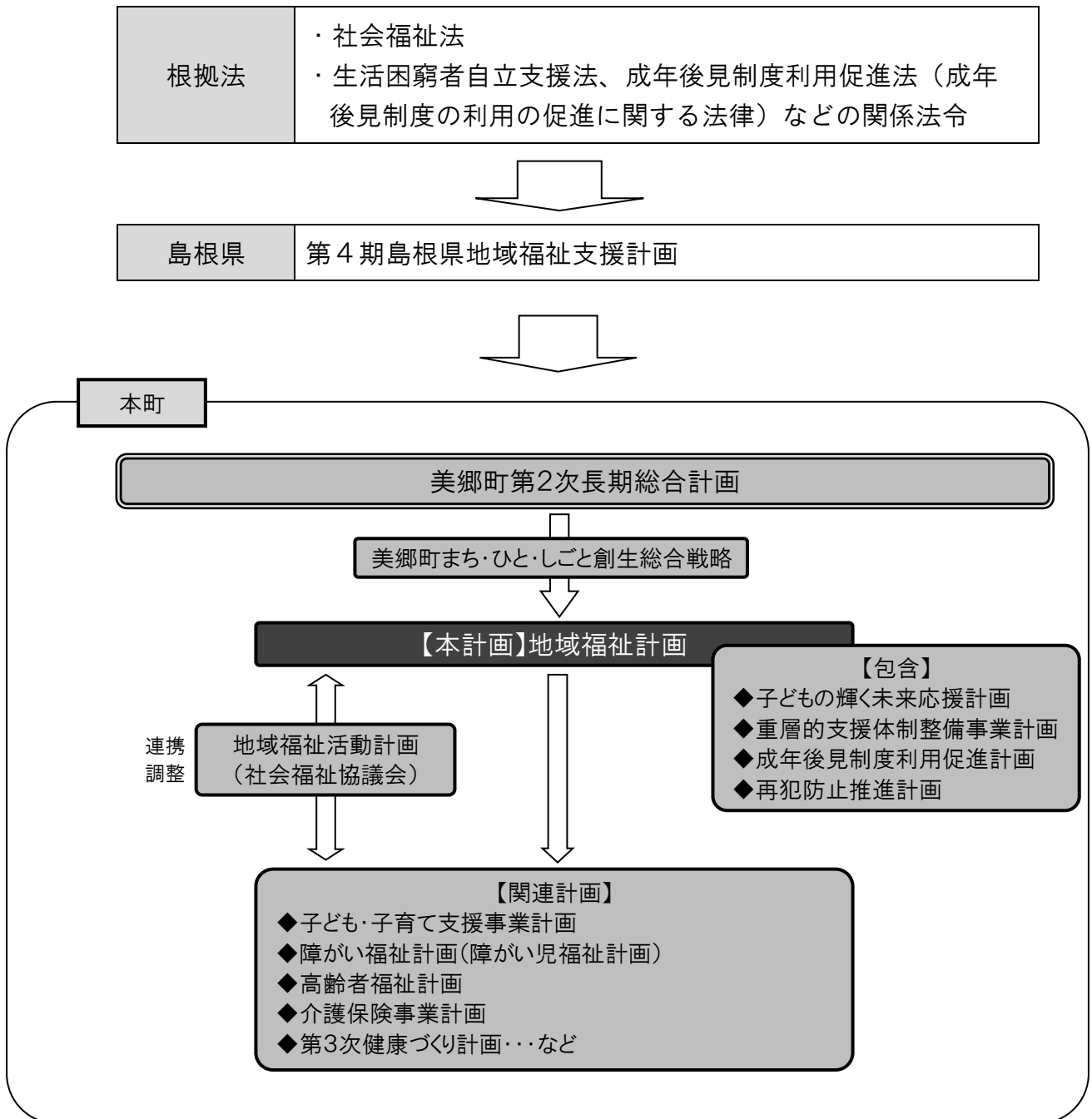
本計画は「美郷町第2次長期総合計画」の「美しいまち・ひと・くらしがつながる みんなの美郷」に基づき、施策の実施状況や目標の達成度の評価を毎年実施するとともに、「美郷町生活支援・介護予防体制整備推進協議体」、「美郷町地域福祉ネットワーク会議」において計画の進捗状況を報告して、適切な進行に努めます。

(4) 計画の位置づけ

本計画は地域福祉法第107条に基づく行政計画です。「美郷町第2次長期総合計画」、「美郷町第2次地域福祉計画」の基本方針を踏まえ、「第8期美郷町高齢者福祉計画」、「美郷町第3次健康づくり計画」、「第6期美郷町障がい福祉計画」とともに、地域福祉施策の基本的な指針となるものです。また、「美郷町再犯防止推進計画」は再犯の防止等の推進に関する法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として包含するものです。

なお、事業の推進にあたっては、17ページの体系に基づき、住民、地域及び関係機関が協働していくとともに、関係機関との相互の緊密な連携により事業を展開していきます。

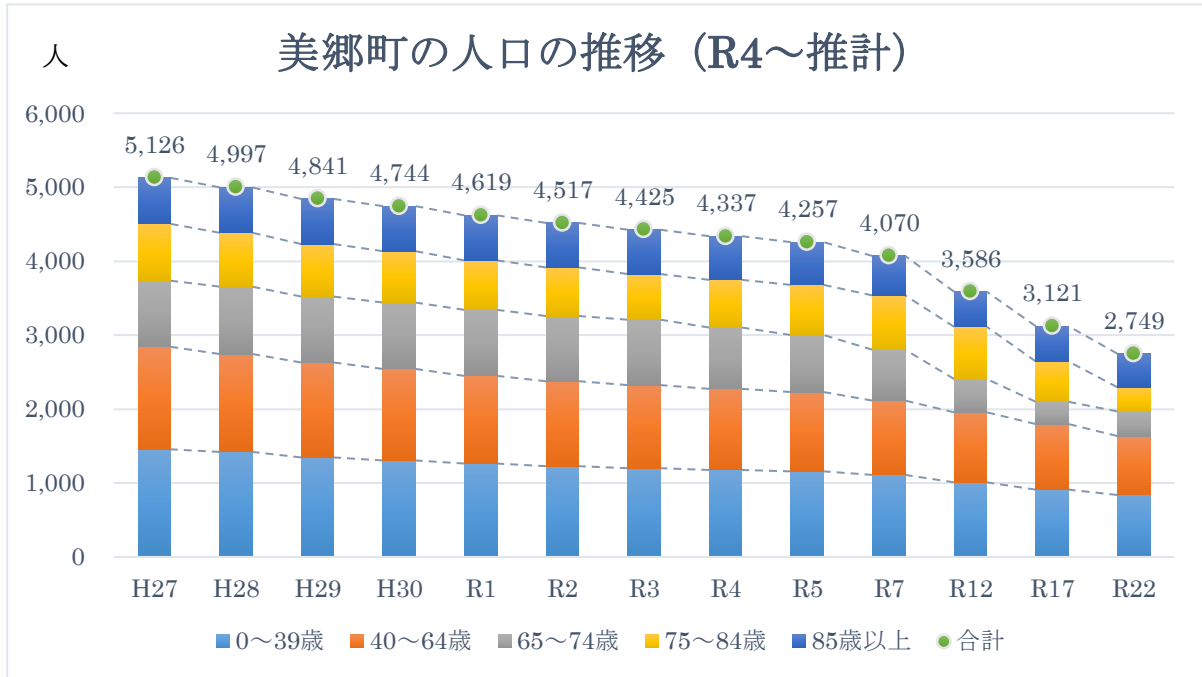
【関連計画との整合イメージ】



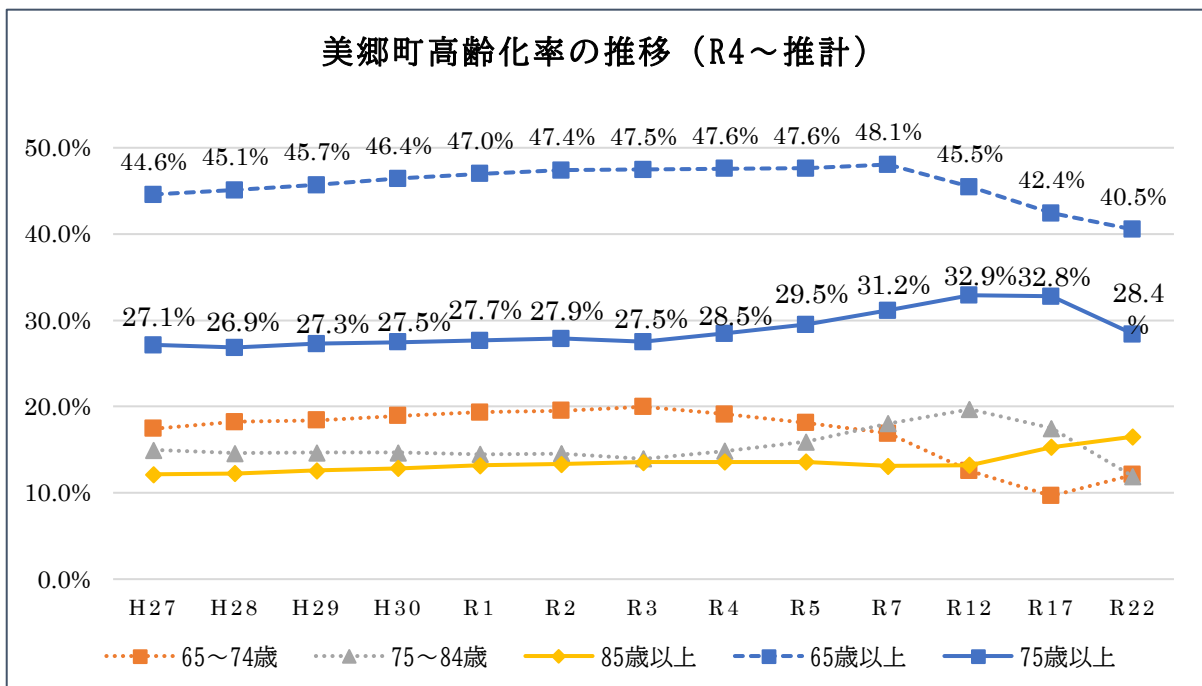
2. 美郷町の現状

(1) 人口の推移

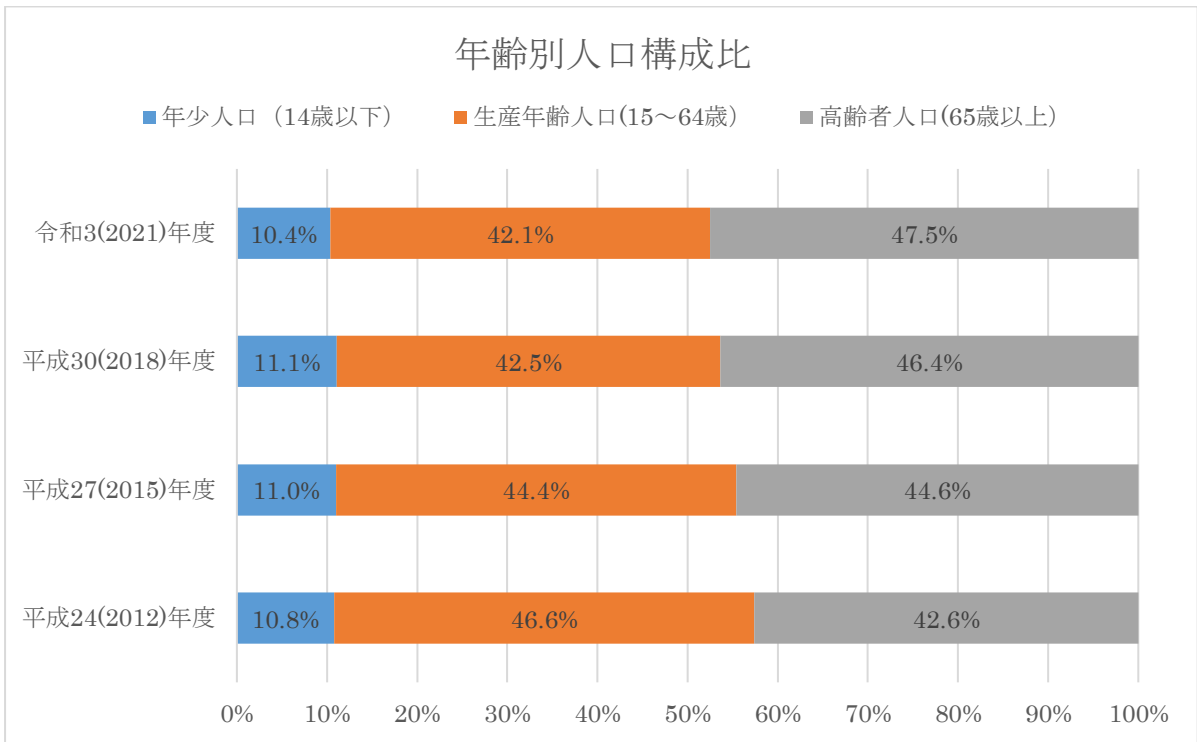
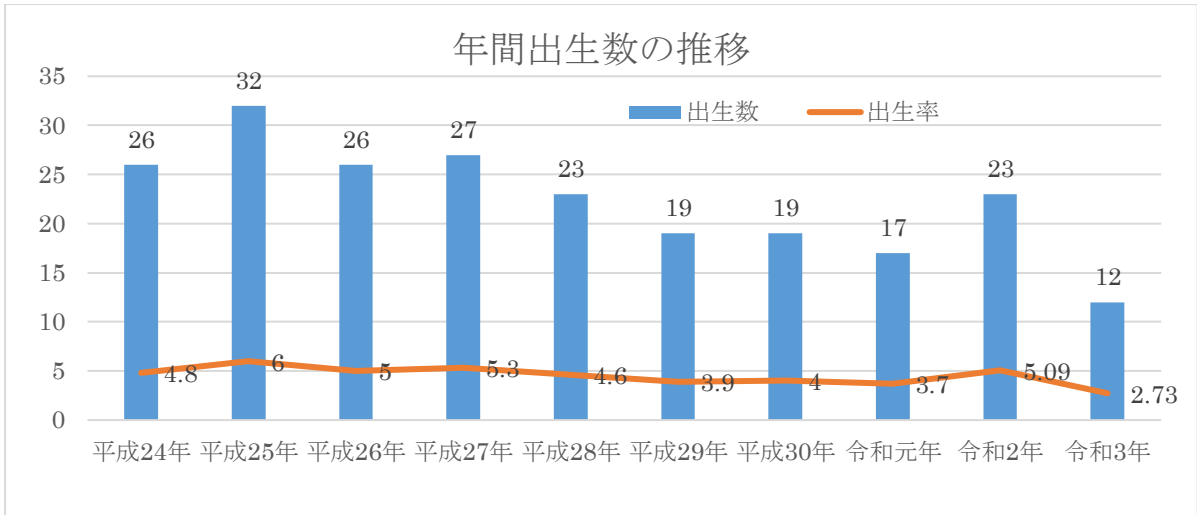
本町の総人口は令和3年9月末現在4,393人で、65歳以上の高齢者人口は2,093人、高齢化率は47.6%となっています。総人口は減少傾向で推移し、令和12年には、約3,586人になると推計されます。



(実績は9月末、推計は実績に基づくコーホート推計法による)



(実績は9月末、推計は実績に基づくコーホート推計法による)



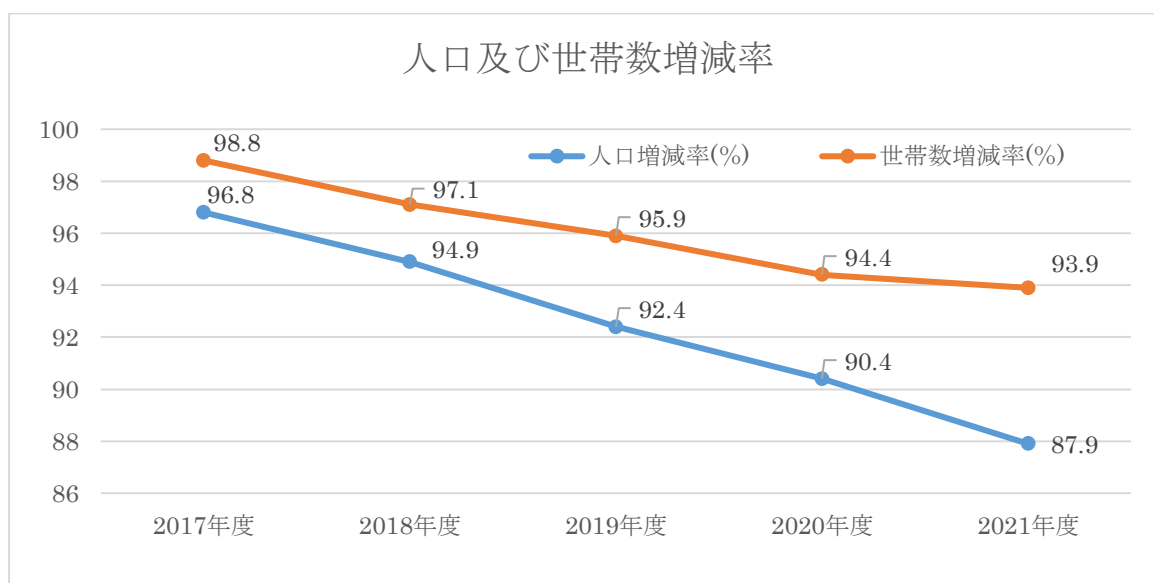
(2) 世帯の状況

本町では、世帯数も年々減少しており、特に独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増えており、全世帯の約5割を占めています。その内75歳以上の独居・夫婦世帯は約3割です。

【人口・世帯数の推移】

	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
人口(人)	4,841	4,744	4,619	4,517	4,393
世帯数(世帯)	2,278	2,238	2,211	2,177	2,139
世帯人員(人/世帯)	2.13	2.12	2.09	2.07	2.05
65歳以上独居高齢者世帯	723戸(31.7%)	721戸(32.2%)	720戸(32.6%)	717戸(32.9%)	723戸(33.8%)
65歳以上高齢者のみ世帯	1127戸 (49.5%)	1132戸(50.6%)	1125戸(50.9%)	1124戸(51.6%)	1116戸(52.2%)
人口増減率(%)	96.8	94.9	92.4	90.4	87.9
世帯数増減率(%)	98.8	97.1	95.9	94.4	93.9

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）



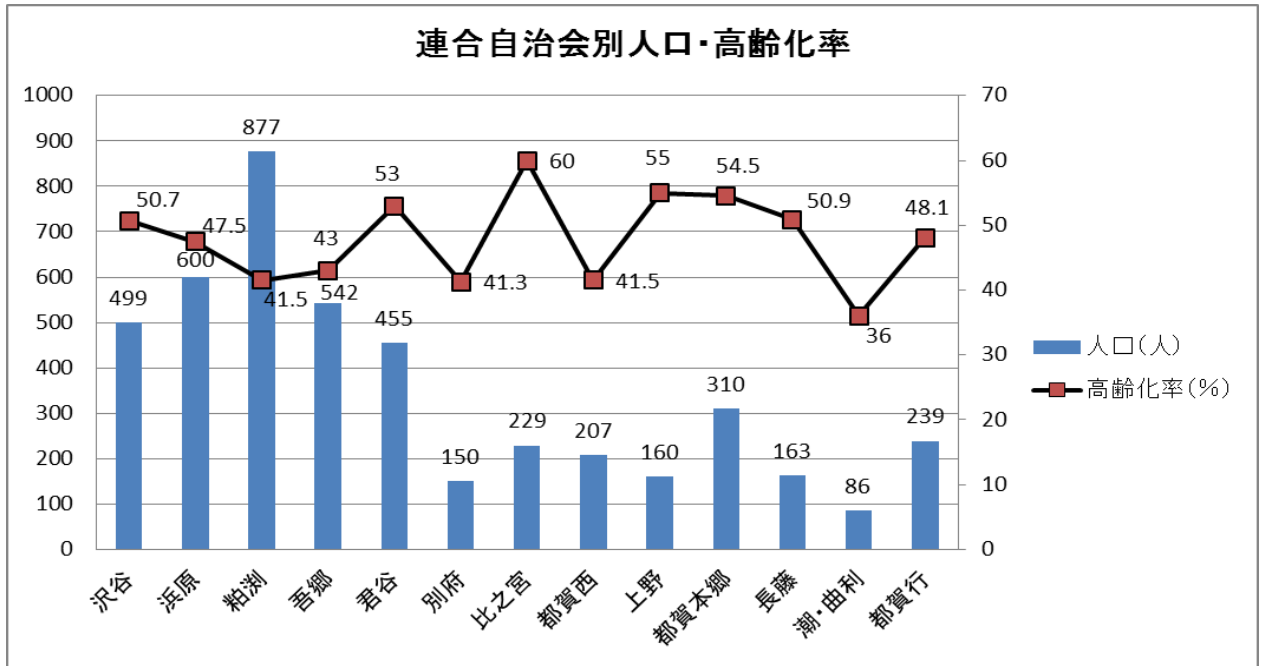
注：増減率は、平成28(2016)年度を100.0とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(3) 地域の状況

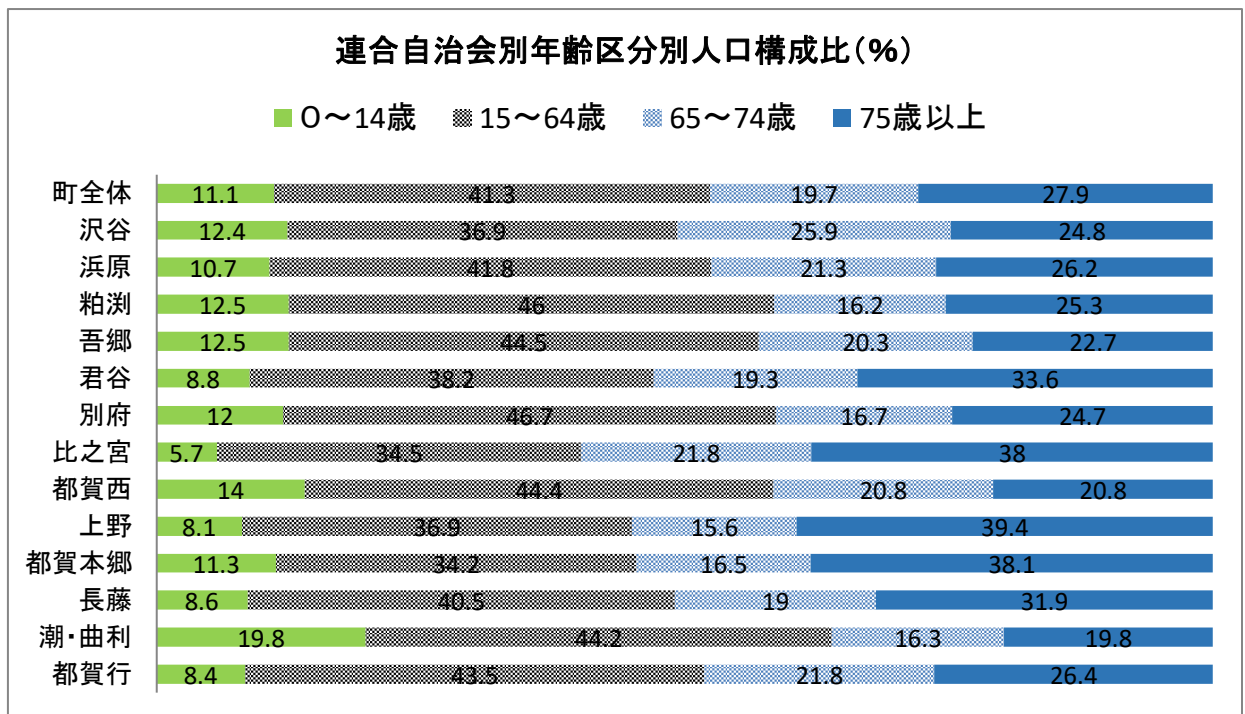
①地域の人口・高齢化率

本町は、13の連合自治会で構成されています。連合自治会別に高齢化率をみると、本町で最も高齢化が進行しているのは「比之宮連合自治会」で60.0%、次いで「上野連合自治会」が55.0%、次いで「都賀本郷連合自治会」54.5%となっています。一方、「潮・曲利連合自治会」は、比較的高齢化率が低い連合自治会となっています。



資料:住民基本台帳(令和3(2021)年9月末現在)

②地域における人口構成比



資料:住民基本台帳(令和2(2020)年9月末現在)

(4) 子どもをとりまく状況

【保育所の入所状況】

名称	設置	項目	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
お ち 保 育 園	私立	定員数	120	100	90	90	80
		入所人員	96	96	88	83	78
		充足率	80.0	96.0	97.8	92.2	97.5
美 郷 町 都 賀 保 育 園	私立	定員数	50	50	45	40	40
		入所人員	43	42	38	36	33
		充足率	86.0	84.0	84.4	90.0	82.5
合 計		定員数	170	150	135	130	120
		入所人員	139	138	126	119	111
		充足率	81.8	92.0	93.3	91.5	92.5

【児童・生徒数】

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
小学校	邑智小	196	177	178	158	147
	大和小	68	66	65	60	65
	合計	264	243	243	218	212
中学校	邑智中	74	84	90	95	83
	大和中	30	27	28	30	29
	合計	104	111	118	125	112

【ひとり親の推移】

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
母子世帯数	45	43	51	44	45
父子世帯数	7	10	11	11	12
ひとり親世帯(総数)	52	53	62	55	57

【児童手当の受給状況】

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
支 給 児 童 数	0～3歳未満	59	49	49	55	49
	3歳～小学6年	302	294	274	258	247
	中学1年～中学3年	89	99	103	111	104
	児童数(合計)	450	442	426	424	400
受給者数(保護者世帯数)		239	228	228	229	218

【児童扶養手当の受給状況】

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
受給者数(ひとり親世帯数)		38	36	39	36	33
支給対象児童数別 世帯数	1人	27	27	29	28	25
	2人	10	7	8	6	5
	3人	0	1	1	1	2
	4人以上	1	1	1	1	1
所得制限による支給停止者		7	7	5	6	5

【特別児童扶養手当の推移】

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
身体機能障がい	4	2	2	3	4
精神及び知的機能障がい	7	4	8	7	9
受給者総数	11	6	10	10	13

【要保護・準要保護児童数・生徒数の推移】

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
要保護児童生徒数(人)	4	2	1	1	1
準要保護児童生徒数(人)	48	46	59	63	59
町内の児童生徒数(人)	362	361	358	344	322
要保護・準要保護児童生徒の割合(%)	14.4	13.3	16.8	18.6	18.6

【虐待が疑われる子どもの推移】(要保護児童地域対策協議会管理名簿)

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
要保護児童	34	30	23	31	29
要支援児童	0	0	8	24	29
合計	34	30	31	55	58

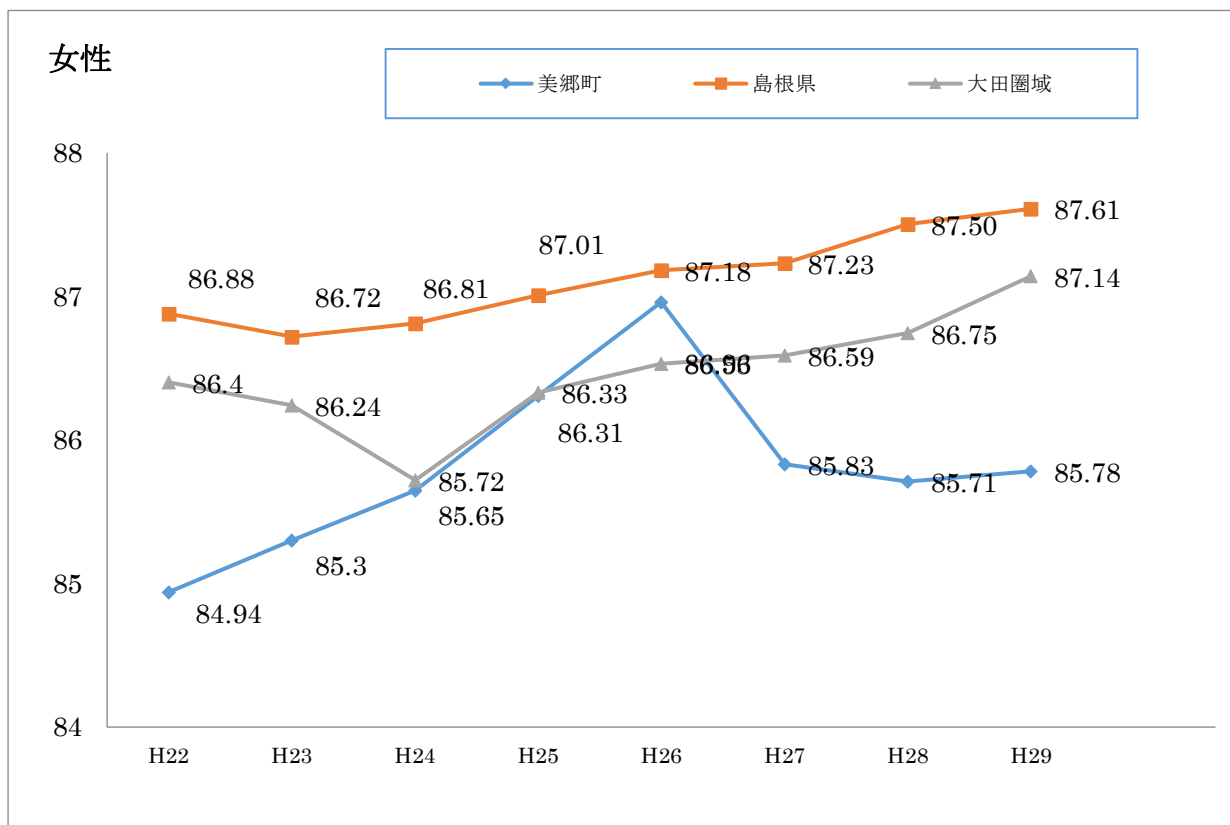
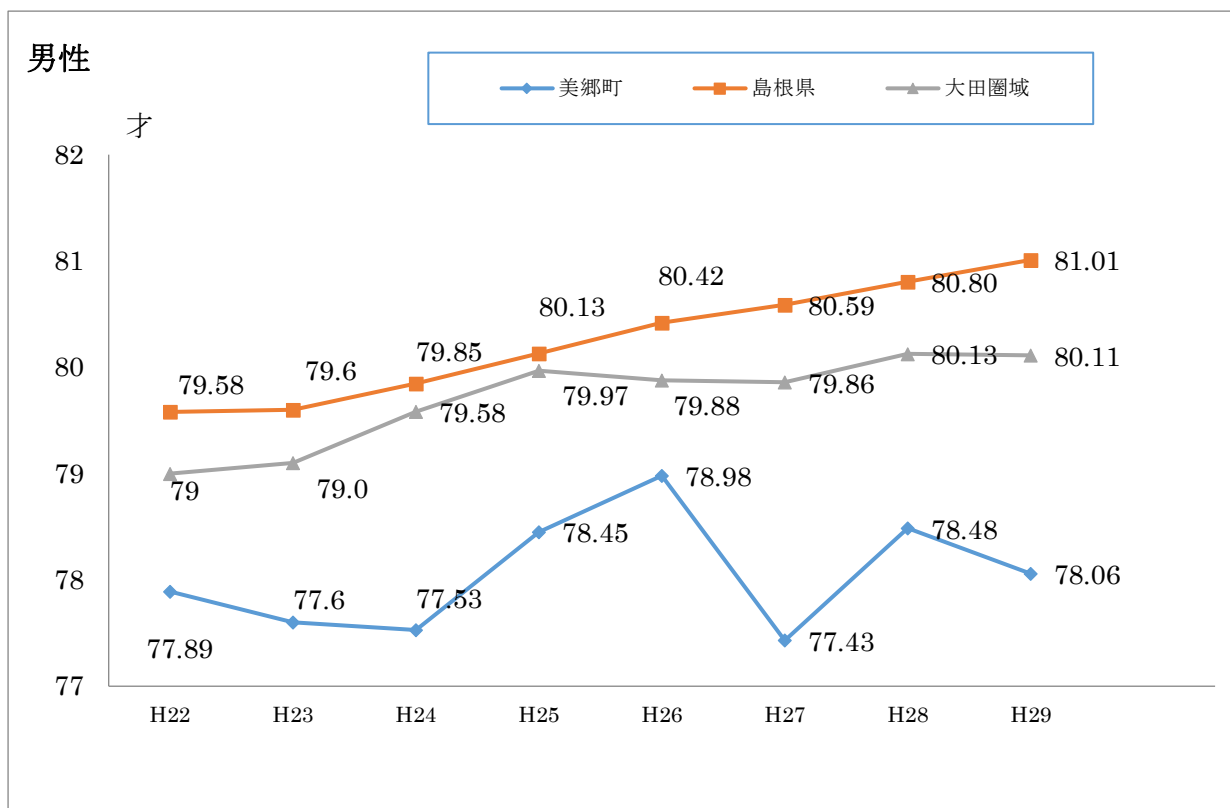
【発達障害及びひきこもりなどで支援の必要なケース】

(思春期若者連絡協議会の支援簿より)

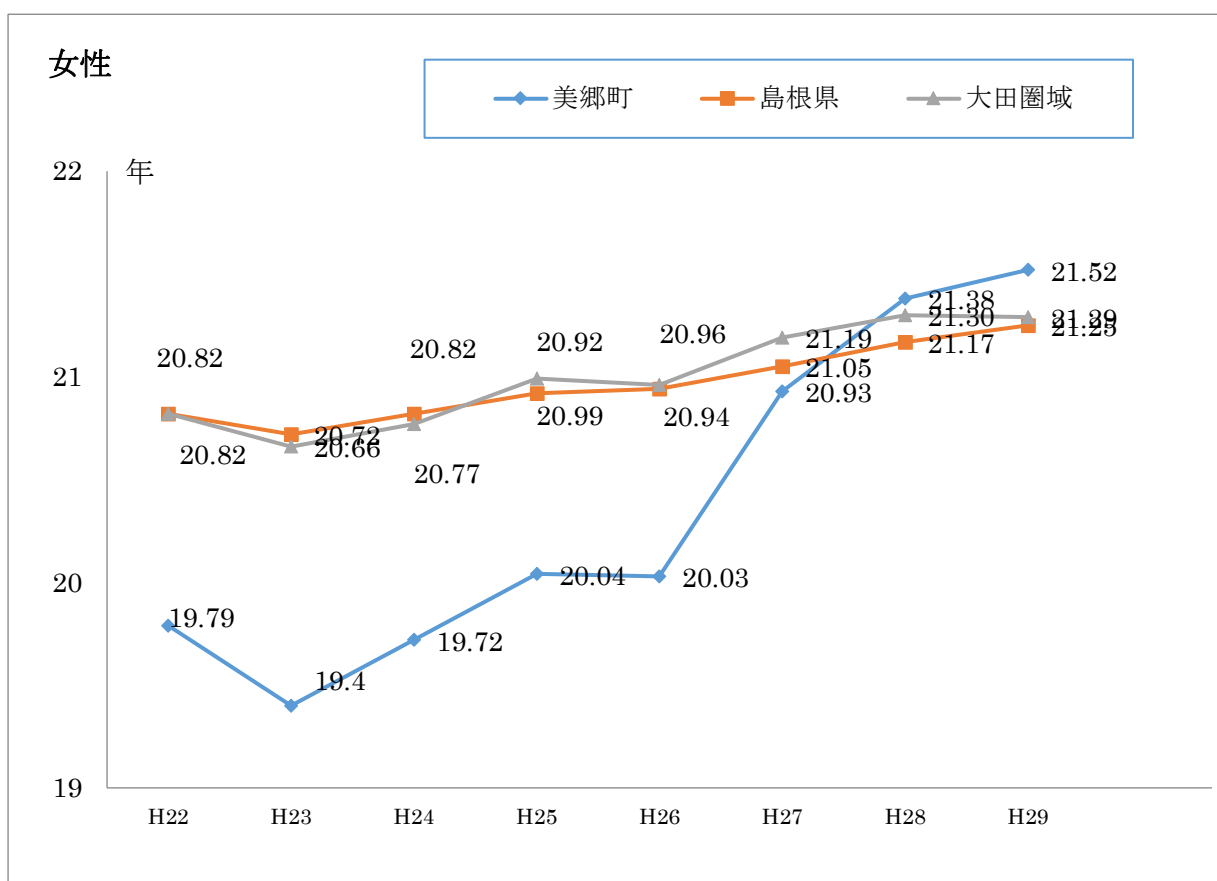
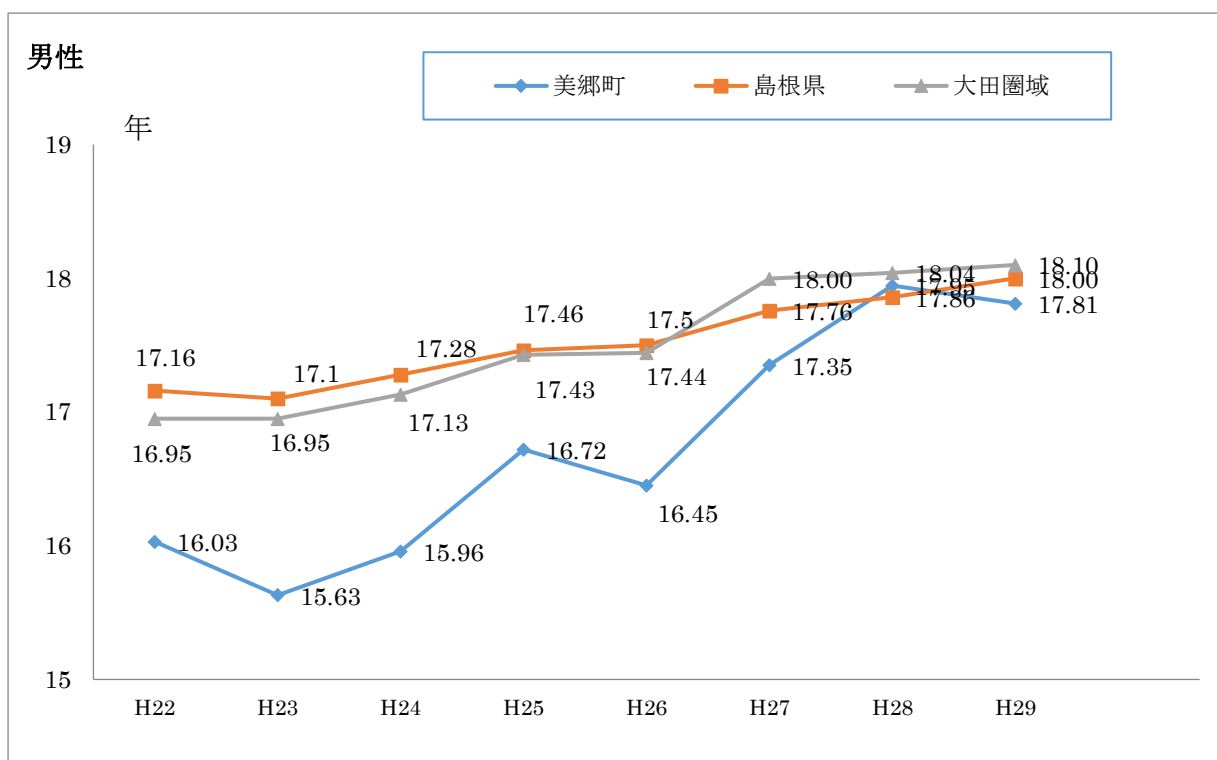
	2021年
発達障害・知的障害	12
精神障害	2
不登校・ひきこもり	3
合計	17

(5) 高齢者の状況

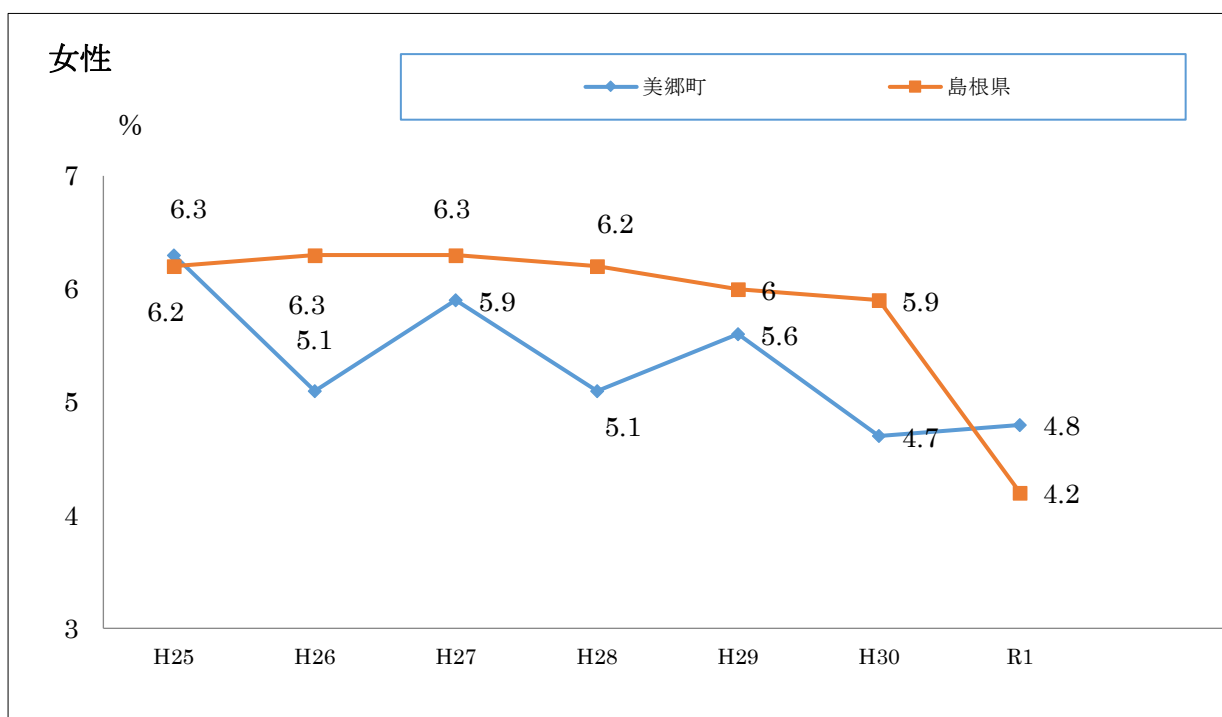
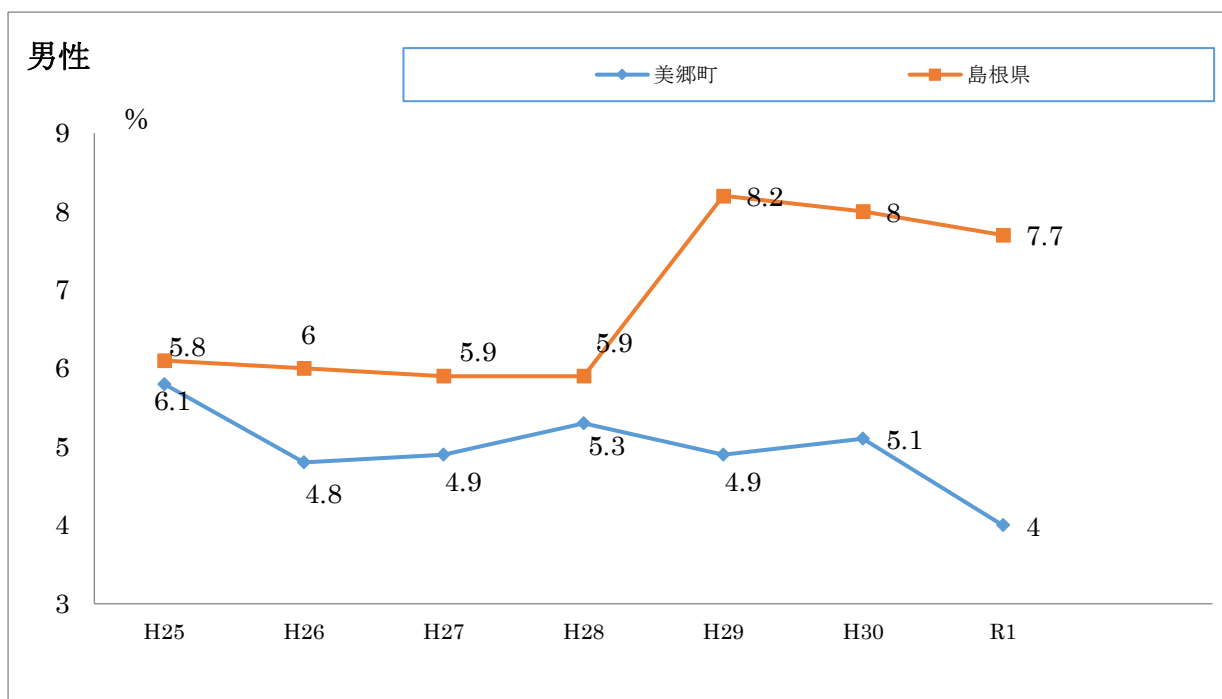
○平均寿命



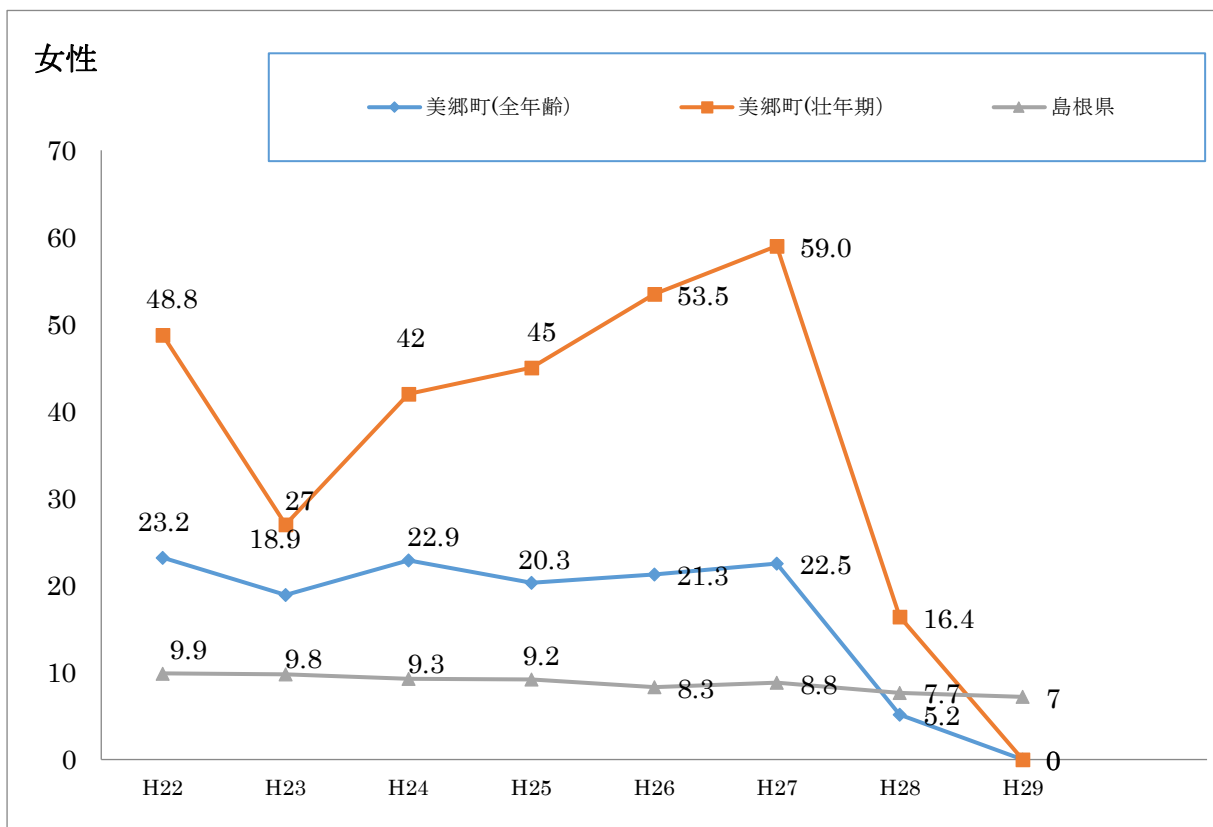
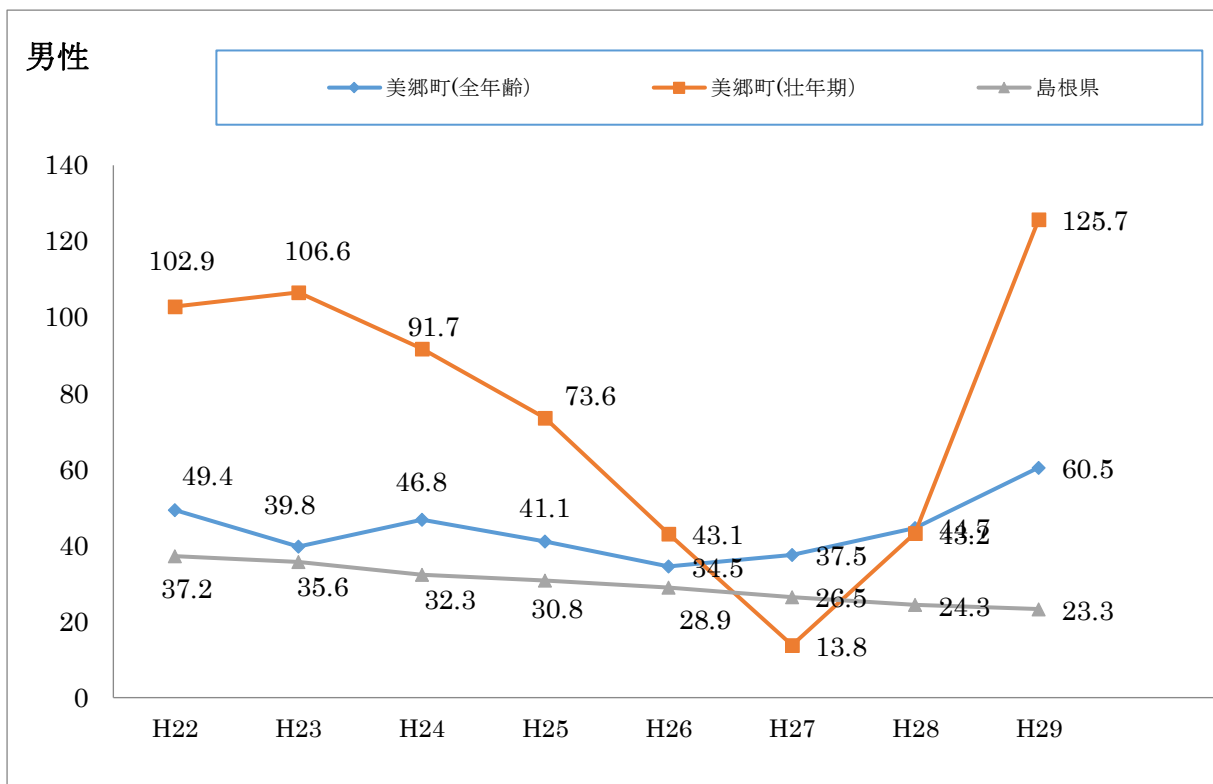
○65歳の平均自立期間



○65 歳以上の年齢調整要介護者割合(要介護2～5)



○自死による年齢調整死亡率



(6) 障がいのある方の状況

【各種障害関係手帳所持者】

美郷町所持者台帳より R3.11.1 現在

身体障害者手帳	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
所持者数 (人、構成比%)	313 (100.0%)	93 (29.7%)	44 (14.1%)	43 (13.7%)	83 (26.5%)	27 (8.6%)	23 (7.3%)
療育手帳	合計	A	B				
所持者数 (人、構成比%)	75 (100.0%)	33 (44.0%)	42 (56.0%)				
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	合計	1級	2級	3級			
(人、構成比%)	76 (100.0%)	15 (19.7%)	45 (59.2%)	16 (21.1%)			

【自立支援医療受給者通院費助成及び通所費助成受給者】 R3.11.1 現在

通院・通所の理由	受給者数
人工透析通院	14
精神疾患通院	55
就労訓練通所	18

【福祉医療証受給者】 R3.11.1 現在

区分	受給者数
重度身体障がい	43
重度知的障がい	15
精神障がい	13
後期高齢者	85
ひとり親	86

(7) 経済的に支援の必要な世帯の状況

【生活保護世帯数の推移】

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
被保護世帯数(全数)	29世帯	28世帯	23世帯	25世帯	22世帯
高齢者世帯	17世帯	16世帯	14世帯	15世帯	13世帯
傷病障害世帯	7世帯	6世帯	5世帯	6世帯	5世帯
ひとり親世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯
その他の世帯	4世帯	5世帯	3世帯	3世帯	4世帯
(再掲)子どものいる世帯	2世帯	2世帯	1世帯	1世帯	1世帯
(再掲)その子どもの人数	4	4	2	2	2
子どものいる世帯の割合	6.5%	7.1%	3.6%	4.3%	4.0%

*18歳以下の子どものいる生活困窮支援（生活資金貸付世帯含）世帯→3世帯、子ども10人
(2022年4月現在)

(8) 住民アンケート結果からみた現状

【調査の概要】

(目的) 子どもの貧困対策の視点も含めて、住民の生活実態を把握し、今後の美郷町の福祉の推進に向けて、「美郷町地域福祉計画」作成のための基礎資料とすることを目的に実施した。

(調査対象) 一般住民(全世帯)、美郷町内在住の中高校生

(調査方法) 配布：自治会・学校で配布及び郵送、回収：しまね電子申請利用・個別提出

(調査期間) 令和4年5月20日～6月10日

【18歳以上の町民対象のアンケート結果】

(回答者の状況) 回答数：183世帯/2103世帯 回収率：9%

地域		性別		年代				
邑智	大和	男性	女性	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
83	100	90	93	5	18	15	44	101

(回答内容)

* 今、一番困っていることは？ 「あり」106(58%)、「なし」77(42%)

→ ①病気 22、②経済的 19、③介護 14、④仕事 10、⑤人間関係 8

* 相談相手はいますか？

→「いる」148(81%)、「いない」14(8%)、「知られたくない」20(11%)

* 近所の人とのつき合いはどの程度ですか？

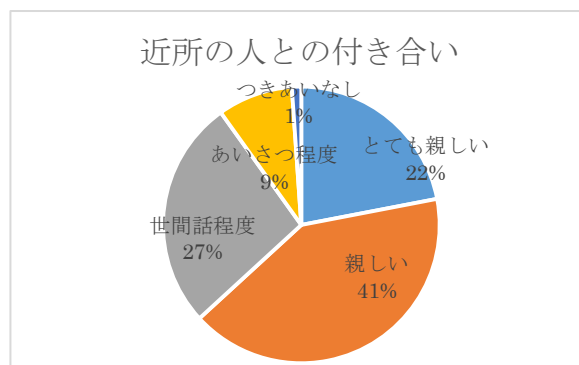
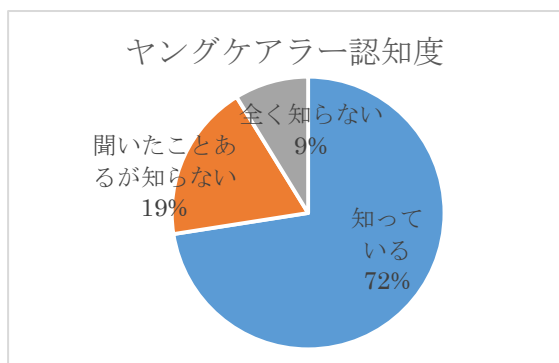
→「とても親しい」40(22%)、「親しい」75(41%)、「世間話程度」49(27%)、「あいさつ程度」16(9%)、「つき合いなし」2(1%)

* あなたの家族は幸せですか？

→「幸せ」134(73%)、「幸せでない」5(3%)、「どちらでもない」43(24%)

* 「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか？

→「知っている」132(72%)、「聞いた事はあるが、知らない」34(19%)、「全く知らない」16(9%)



【中学生・高校生対象のアンケート結果】(回答数) 92/254・(回収率)36%
 (回答者の状況) 中学生：65/131(50%)、高校生：27/123(22%)

地域		性別		学年					
邑智	大和	男性	女性	中1	中2	中3	高1	高2	高3
60	32	36	56	23	18	24	7	11	9

(回答内容)

- * 出席状況は? → 「休まない」88、「時々休む」3、「ずっと休む」1
- * 遅刻・早退は? → 「しない」80、「時々」10、「無回答」2
- * 今の悩みは?
 → 「悩みなし」32、「進路」31、「勉強・成績」24、「友人関係」11、「部活」10、「健康」6、「学費」4、「家族」2、「わからない」13
- * 相談相手はいますか?
 → 「いる」74、「いない」1、「知られたくない」11、「無回答」6
- * あなたがお世話している家族は? → 「いる」10、「いない」82
 → 「親」3、「祖母」1、「兄弟」6
- * お世話の内容? → 「家事」5、「弟・妹の世話」3、「家族の見守り」1
- * お世話の頻度は? → 「ほぼ毎日」4、「週3～5日」1、「週1日」1
- * お世話してつらいこと? → 「特になし」7、「精神的ストレス」3
- * 大人に助けてほしいこと? → 「特になし」7、「わからない」3
- * 「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか?
 → 「知っている」17(20%)、「聞いた事はあるが、知らない」11(13%)、「全く知らない」57(67%)
- * あなた自身、ヤングケアラーだと思いますか?
 → 「思う」0、「思わない」69、「わからない」13、「無回答」10

(まとめ)

今回の調査では、回収用の封筒を配布しなかったこともあり、回収率は一般住民が9%、中学生が50%、高校生22%でした。「ヤングケアラー」の認知度は一般住民7割、中高生は2割で先行調査等と比較すると高い結果となりました。調査では「ヤングケアラー」の自覚のある人や「助けてほしい人」はいませんでしたが、家族のお世話をしている人は10人おられました。

今後も地域の状況把握に努めながら、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、安心して未来へ歩みを進めていくことができるよう子どもの貧困対策に取り組みます。

【施策の体系】

基本
理念

基本目標

主要施策

美郷町で共に生きる
福祉のまちづくり
地域福祉推進ネットワーク

(1) みんなでつながる担い手づくり

- 1) 住民を対象とした福祉教育の推進
- 2) 福祉を支える担い手の育成
 - * 専門職の人材確保及び育成
 - * 住民ボランティアの育成

(2) みんなで支え合う仕組みづくり
～地域包括ケアシステムの構築～

【美郷町重層的支援体制整備事業計画】

- 1) 町全体の包括的支援体制の構築
- 2) 重層的な総合相談支援体制の構築
- 3) 多機関協働のネットワークの構築
- 4) 重層的支援会議の実施

(3) みんなの暮らしを支えるサービスづくり

- 1) 各分野の福祉サービスの充実・利用促進
- 2) 様々なニーズに対応した生活支援の充実
- 3) 子どもの貧困対策の充実

【美郷町子どもの輝く未来応援計画】

- 4) 権利擁護及び成年後見制度の利用

【美郷町成年後見制度利用促進計画】

- 5) 再犯防止施策の推進

【美郷町再犯防止推進計画】

(4) みんなで助け合う地域づくり

- 1) 福祉と人権のまちづくりの推進
- 2) 地域ぐるみの見守り支援体制の推進
- 3) 住民主体による地域の居場所づくり
- 4) 地域ごとの生活支援体制の構築
- 5) 防犯・防災体制の充実

3. 基本目標と今後の方向性（施策の展開）

（1） みんなでつながる担い手づくり

<現状と課題>

町ぐるみの地域包括ケアシステムを構築するためには、町民一人一人がお互いに地域で助け合い、支え合うという意識を持つことが必要ですが、近年の人口減少に伴い、本町においても、核家族が増えて、世代間の交流をはじめ、住民同士の交流も少なくなり、地域のつながりが希薄になっている傾向がみられます。また、少子高齢化により、地域行事の担い手も減り、地域ぐるみの行事も減少傾向にあり、住民同士が触れ合う場、コミュニケーションの機会も減少しています。

<主要な施策>

1) 住民を対象とした福祉教育の推進

福祉教育は人権尊重の精神に根ざした教育活動であり、住民の皆さんに福祉及び人権、住民の相互扶助について関心を持ってもらうとともに、住民自らが積極的に地域づくりや地域の福祉活動に参加してもらうように、各地域の現状や課題を住民の皆さんに情報提供するとともに、専門家の講話や先行地域の事例紹介など人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養成するための研修会を各地域で開催して、啓発活動を推進していきます。

2) 福祉を支える担い手の育成

* 「専門職の人材確保及び育成」

本町の福祉事業を担っておられる町内の関係機関である町社会福祉協議会や社会福祉法人に勤務される専門職の確保のために町としても就労ポイントなどを通して支援を行っていきます。また、勤務されている専門職の方を対象とした研修会を町が関係機関と連携して企画開催するなど、人材育成についても支援していきます。

* 「住民ボランティアの育成」

町内の連合自治会や島根県シルバー人材センター、社会福祉協議会などと連携して、住民ボランティアの育成研修の開催や、各地域の住民主体で実施される見守り活動や生活支援、外出支援などの地域ぐるみの活動を支援していきます。

(2) みんなで支え合う仕組みづくり ～地域包括ケアシステムの構築～

『美郷町重層的支援体制整備事業計画』

<現状と課題>

地域包括ケアシステムを構築するためには、医療と介護を中心とした関係機関の連携体制を構築することはもちろんですが、これからの少子高齢化や人口減少など本町の現状を考えると、高齢者を含めた地域住民自身の積極的社会参加やセルフケア（自助）、地域住民同士の支え合い活動（互助）が不可欠です。

特に令和3年度からは、少子高齢化のすすむ中山間地の本町において、高齢者だけでなく、障がい福祉、生活困窮支援、子育て支援など、それぞれの家庭を地域ぐるみで包括的に支援する体制構築のため、健康福祉課を中心に関係機関等が一体となって、重層的支援体制整備事業に取り組むことにしました。

<主要な施策>

1) 町全体の包括的支援体制の構築

本町では、各地域にある公民館や集会所を拠点とした連合自治会単位の地域づくりを展開しています。

今後はさらに各自治会、連合自治会と連携して、地域ごと及び町全体の地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

2) 重層的な総合支援体制の構築

本町では、健康福祉課全体を総合相談の窓口として位置づけて、保健・医療・福祉が一体となった総合支援体制を目指します。また、健康福祉課だけで支援していくのではなく、支援によって、役場内の他課や町内の関係機関との連携が必要な場合は、速やかに関係者で情報共有を図り、連携した上で、効果的な支援を展開する支援体制を推進していきます。

3) 多機関協働のネットワークの構築

上記のような総合支援体制を構築するためには、町内外の関係機関と連携することが不可欠です。その連携の調整役を総合相談の窓口である健康福祉課が担うことになります。特に本町では、地区担当保健師が「定期的な訪問・相談など、アウトリーチによる継続支援」や「的確なアセスメントによる参加支援事業」など、個別ケースの支援を実施するとともに、各地域の地域づくりの調整役としての役割を担っています。そのため、各保健師が中心となって、健康福祉課内の調整をはじめ、役場内外の関係機関や地域住民を巻き込んだ、多機関協働の連携体制の構築を目指していきます。

4) 重層的支援会議（支援会議）の実施

少子高齢化がすすみ、社会資源も限られている本町において、多様で複雑な問題を抱える地域住民を支援していくためには、関係機関がケースに関する情報を共有して、課題を明確化し、関係機関が連携して支援を行うための支援プランの作成が必要です。そこで、情報共有及びプラン作成、支援の実施のための重層的支援会議及び支援会議を開催して、重層的支援体制整備事業を展開していきます。

【美郷町健康福祉課の重層的支援体制】

- * 妊婦・子ども・若者・高齢者・障がい・生活困窮・・・様々な困りごとの総合窓口
- * 健康福祉課の地区担当の保健師がコーディネーター役
 - 課内・庁内・関係機関の調整役、支援会議の開催、各地域づくりの窓口

【重層的支援体制整備事業の実施による効果】

- ① 庁内及び町内外の関係機関との連携強化
- ② 支援の必要な住民を早期に幅広く把握し、効果的できめ細やかな個別支援の実施
- ③ 住民のニーズに即した新たなサービス及び事業の創出
- ④ 保健師及び役場職員、関係機関の人材育成



【今後の多機関協働による地域づくり】

- * 障がい福祉の地域活動支援センターを拠点とした元気な高齢者、ひきこもり、不登校生徒など、世代間交流の居場所づくり（重層的自立支援交流事業）
- * 住民自主グループによる地域食堂「おむすび」の運営支援（子どもの貧困・子育て支援）町内の2か所で毎月1回定期開設して、最近では町内の公民館単位で高齢者から子どもまで、世代間交流の場として開催。
- * 各地域の住民グループによる介護予防活動、サロン、生活支援の拡大（住民活動支援）
 - 介護予防・サロン活動の定期開催（週1～月1回）：18グループ
 - 生活支援（買い物、移動支援含む）：5連合自治会/13連合自治会

地域食堂 OPEN★

～笑顔ひろがる あったかな 居場所～

どなたでもご利用いただける「地域食堂」を開催します。
おむすび・豚汁を用意し、皆さんのお越しをお待ちしています！

●大和会場●
日にち：令和3年12月20日(月)
時間：16：00～17：30
会場：長藤集会所
(美郷町長藤 219-14)

参加費
・子ども、若者/無料
・大人/200円

※お持ち帰りも出来ます。
※アレルギー対応は行っておりません。ご容赦ください。

食事の提供とともに、地域の皆さんが交流できる あたかな居場所づくりを目指しています。
お米や野菜等の食材の提供も募集しています。

【コロナ対策について】
・入室時に手指消毒と検温をお願いします。
・美郷町外の方は、ご連絡ください。
・食事中の会話はできる限りお控えください。
・滞在時間は、短めをお願いします。

●邑智会場●
日にち：令和3年12月21日(火)
時間：16：00～17：30
会場：美郷町保健福祉センター
(美郷町船淵 195-1)

主催：おむすび実行委員会
代表/西上 時高
TEL.090-3747-6224

後援：美郷町 健康福祉課
美郷町社会福祉協議会

「地域食堂」とは、「子ども食堂」の地域版です。
お子さんやそのご家族だけではなく、ひとり暮らしの方・高齢の方等、世帯・年齢を問わずご利用いただける食堂です。



(3) みんなの暮らしを支えるサービスづくり

<現状と課題>

本町は、中山間地で交通手段も限られているため、買い物や受診など、住民の外出に自家用車は不可欠なものです。そして、少子高齢化により人口減少がすすみ、独居高齢者及び高齢者世帯が全世帯の半数を占めている本町では、高齢者は高齢になっても自宅で生活していくために運転しなければならない現状があります。また、町内には医療機関や商店などの社会資源も少なく、小児科、産婦人科、整形外科などの専門医療機関の受診や衣類などの日用品を購入するためには、町外へ行かなければならないため、生活に不便さを感じている住民も多くおられます。

また、独居や高齢者世帯では、高齢になって、「ごみ捨て」や「ストーブの灯油入れ」など、日常生活での支援を必要とする高齢者も増えています。

そこで、本町では、地域住民をはじめ、町内外の関係機関と連携して、様々な生活支援のサービスを検討しています。

<主要な施策>

1) 各分野の福祉サービスの充実及び利用促進・・・「美郷町第2次長期総合計画」施策

【社会福祉の充実】

- ①地域ぐるみの福祉の推進
- ②地域共生社会の実現に向けて住民への意識啓発
- ③関係機関の連携による重層的支援体制の構築
- ④成年後見制度の住民への周知及び利用促進

【高齢者福祉の充実】：「美郷町高齢者福祉計画」

- ①介護予防の推進
- ②地域包括ケアシステムの構築
- ③生活支援サービスの充実
- ④認知症対策の推進

【障がい者（児）福祉の充実】：「美郷町障がい福祉計画」

- ①障がい者（児）とその家族の相談支援の充実
- ②障がい者（児）福祉サービスの充実
- ③障がい者（児）の自立支援

【子育て支援の充実】：「美郷町子ども子育て支援事業計画」

- ①子育て支援体制の充実
- ②保育サービスの充実
- ③虐待予防対策の推進
- ④子どもの健やかな成長と自立に向けた支援
- ⑤地域ぐるみの子育て支援活動の推進

【ひとり親世帯への福祉の充実】

- ①ひとり親家庭への相談支援の充実
- ②ひとり親家庭への子育て支援サービスの整備
- ③多機関協働による支援体制の構築

【生活困窮者への福祉の充実】

- ①生活困窮者への相談支援体制の充実
- ②多機関協働による支援体制の構築

2) 様々なニーズに対応した生活支援の充実

①住民の暮らしに役立つ最新情報の提供体制の確立

- ITを活用した情報提供：町ホームページ、町公式LINE、IP放送の活用
- 町広報及びチラシの住民への配布
- 役場職員による地域ごとの説明会及び研修会の開催

②住民が相談しやすい環境の整備

- 健康福祉課に総合相談窓口を設置して気軽に相談しやすい環境の整備
- 役場庁内外の関係機関と連携した多機関協働の相談体制の確立
- 要支援者の早期把握のための民生委員・児童委員及び自治会との連携体制の確立

③地域住民グループや町内の事業所による生活支援サービスの創出

- 外出支援、買い物支援、家事支援、見守り、配食サービス、除雪、草刈り
- 住民同士が交流できる居場所づくり、高齢者サロン、地域食堂

3) 子どもの貧困対策の充実：「美郷町子どもの輝く未来応援計画」

【基本理念】～ 気づく つなぐ 支え合う みんなで育む 子どもの未来 ～

【基本目標】

【基本施策】

基本目標Ⅰ 子どもの貧困に気づく・見守る・つなぐ支援の輪づくり



- ① 支援を必要とする子どもに「気づく」「見守る」体制づくり
- ② 適切な支援に「つなぐ」体制づくり
- ③ 子どもの貧困対策に対する支援ネットワークの構築

基本目標Ⅱ 子どもが伸び伸びと育ち・学ぶ環境づくり



- ① 保育サービスの充実による子育て環境の整備
- ② 子どもを取り巻く教育環境の整備

基本目標Ⅲ 子どもの安全な暮らしと発育・発達促進のための支援



- ① 子どもに安全・安心な暮らしを提供するための支援
- ② 子どもの発育・発達を促進するための支援

基本目標Ⅳ 子育て世帯の経済的自立への支援



- ①保護者の就労及び家計改善のための支援
- ②子育て世帯への経済的支援

<現状と課題>

本町においても、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化により保護者の多様化する価値観や意識、生活スタイルの変化、核家族化や地域のつながりの希薄化などに加え、2年前からの新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に子どもを取り巻く環境は様々な点でさらに厳しさを増す状況にあります。特に障がいなどの理由により保護者の就労が困難な家庭やひとり親世帯など、経済的、精神的な支援を必要とする家庭や地域で問題を抱えながら、孤立している家庭が増えています。

また、実際に本計画の15～16ページに記載しましたように住民アンケートの結果からも町民の困りごとで一番多かったのが「病気」22で、次に多かったのが「経済的な問題」19、3位が「介護」、4位が「仕事」、次に「人間関係」でした。やはり本町でも経済的な問題を抱えている住民が多いのが実態です。今回のアンケートでは「ヤングケアラー」についても聞き、アンケートからは明確に「ヤングケアラー」と該当すると思われる子どもはありませんでしたが、家での役割として、家事や家族の世話をしている子どもは10名おられました。今後も子育て世帯の状況把握に努める必要があります。

<主な取組>

- ①健康福祉課が中心となって、相談支援体制を強化するとともに、保育所・学校などの関係機関と地域の連携により支援の必要な子どもや家庭を早期に把握し、関係機関が情報共有して、必要な支援につなげる「美郷町子育て支援ネットワーク」の構築を目指します。
- ②保育所及び学校、教育課との連携協力により子育てを支援するために保育サービスの充実及び子どもの学びを支援するための教育環境を整備します。
- ③地域の民生委員・児童委員、要保護対策協議会、思春期若者連絡協議会など、関係機関との連絡会や協議会を通して、問題を抱える家庭を早期に支援につなげるだけでなく、子どもたちが地域で安心・安全に生活することや、成長できるように課題解決のための支援策を創出し、実施していきます。
- ④町社会福祉協議会や町内の事業所、美郷暮らし推進課、ハローワークなどとも連携して、未就労の保護者の相談支援や就労支援に努めるとともに、フードバンクや生活資金の貸付制度、各種の手当、ひとり親対象の福祉資金の貸付制度など、様々な経済的支援サービスの住民への周知に努めます。

4) 権利擁護及び成年後見制度の利用促進：「美郷町成年後見制度利用促進計画」

<現状と課題>

少子高齢化がすすんだ本町では、独居高齢者や高齢者世帯が全世帯の半数を占めていて、認知症の高齢者も増加しています。また、地域には、高齢の親と同居している障がい者もおられます。そこで、今後も高齢者や障がい者が地域で安心して、生活していくために成年後見制度の住民への周知、利用促進が急務です。

<主な取組>

①成年後見制度利用促進のための広報及び啓発

広報や町ホームページの活用、地域で出前講座などを実施して、権利擁護及び成年後見制度について住民に広く周知していきます。

②相談機能の充実

健康福祉課内の美郷町地域包括支援センターに権利擁護の相談窓口を設置し、高齢者や障がい者の虐待、成年後見制度について住民が気軽に相談できる体制を整備します。

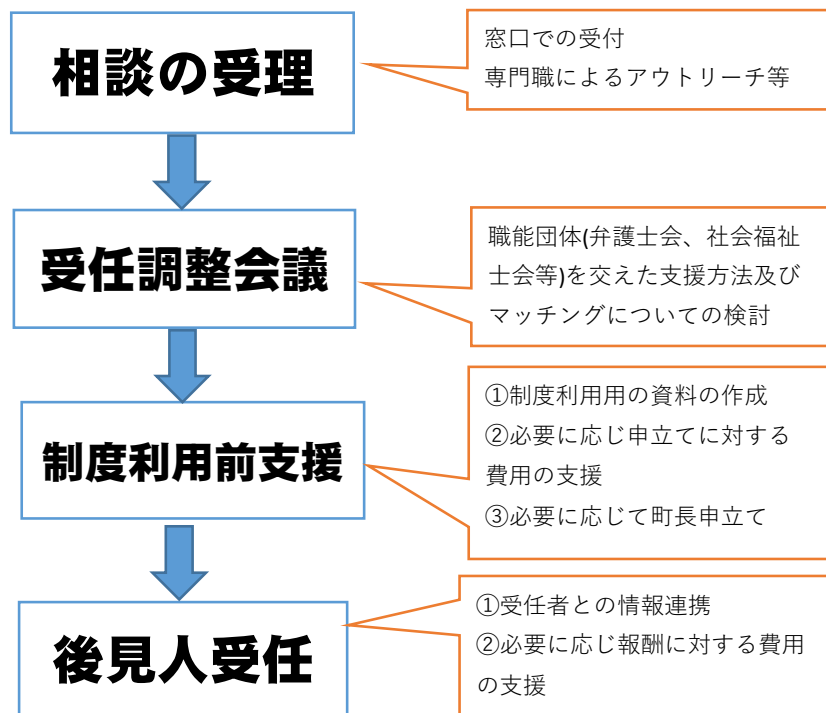
③中核機関の設置

美郷町の成年後見ネットワークの中核機関を健康福祉課に設置して、専門家支援も受けながら、支援していきます。(次ページ図参照)

④成年後見利用促進のための経済的支援

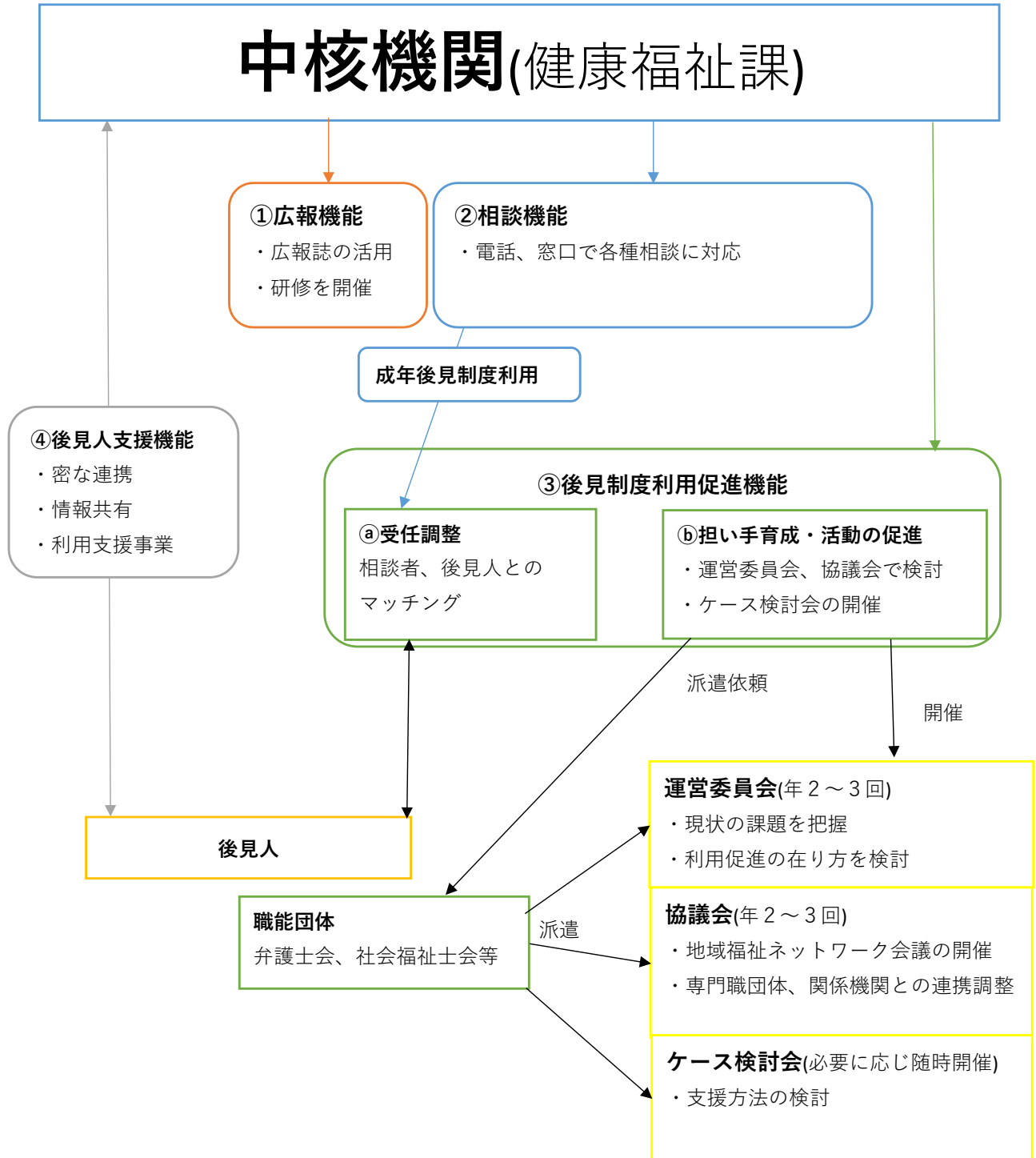
成年後見申立の事務を支援するだけでなく、低所得者については、成年後見申立の申立てに要する費用、または成年後見人等の業務に対しての報酬等の支援を行い、成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度活用促進事業 イメージ



【美郷町成年後見制度支援体制】

美郷町中核機関 フローチャート



5) 再犯防止施策の推進：「美郷町再犯防止推進計画」

<現状と課題>

近年、刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙者数に占める再犯者数の割合は増加しており、安心して暮らせる地域社会を築くうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。犯罪や非行をした人（以下、「対象者」という。）に対する再犯防止のための支援は、「国連で採択された『持続可能な開発目標（SDGs）』の中で謳われている『誰一人取り残さない』社会理念に合致するもの」であり、町福祉行政推進の観点からみても、きわめて重要な取組みとなっています。

犯罪や非行の背景には、生活困窮や厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱えていることが少なくありません。また、罪を犯した高齢者や障がいのある人の中には、手助けを必要としている人がおり、福祉的な支援があれば再犯に陥らず、社会参加をめざせる人がいます。そこで対象者が地域社会の中で取り残されずに、地域社会の中で再び自立した生活を送れるように地域や行政が一体となって、人権尊重を基底に重層的に支援する体制が求められています。

<主な取組>

①再犯防止及び更生保護に関する広報・啓発の推進

「社会を明るくする運動」を中心に犯罪や非行の防止と対象者の更生について、広報媒体や手法の多様化など住民への周知の徹底・理解を深めるとともに、将来を担う青少年の健全育成を図るため、教育委員会や保護司会や更生保護女性会の担当課である住民課と連携・協力して、広報啓発活動を実施します。

②対象者の自立のための相談窓口の設置及びその周知

対象者が気軽に相談する場所として、総合相談窓口としての健康福祉課を広く住民に周知して、様々な生きづらさを抱える対象者が地域で自立した生活を送れるように、地域の民生委員・児童委員や保護司、ハローワーク、松江保護観察所など関係機関と連携して、各種の福祉サービスの申請、住居や仕事の確保など、重層的に支援していきます。

③対象者及びその家族を包括的に支援するための支援体制の構築

対象者のニーズを踏まえ、住まいや就労、生活など総合的に支援するために地域ぐるみの支援体制（地域福祉ネットワーク）の構築を目指します。地域が対象者の居場所と出番に関心を持ち、「助けて」に「応える」地域を醸成していきます。

④保育所、学校及び関係機関と連携した非行防止及び就学支援の推進

美郷町思春期若者連絡協議会を中心に、地域の民生委員・児童委員、町内外の保育所、小・中学校・高校及び公民館・隣保館などと連携して、情報共有を行うとともに、支援の必要なケースについては、早期に関係者でケース検討を行い、将来を担う子どもたちとその家庭を地域で見守り、子どもたちの健全育成及び進路保障に努めます。

⑤民間協力者の活動支援

ボランティアである保護司、更生保護女性会員、協力雇用主の活動について理解を深め、その活動に対して支援、協力を行います。

- ・保護司と保護観察対象者等との面接場所として、公民館や隣保館などの公共施設の利用を可能とする支援をおこないます。
- ・保護司適任者に関する情報収集を促進させるとともに、担当課職員が保護司候補者検討協議会の委員を務める等、選任に協力します。

(4) みんなで助け合う地域づくり

<現状と課題>

以前から本町では、地域のつながりを大切にして、各地域で民生委員・児童委員を中心に自治会ごとに住民同士の見守りや助け合いが実施されていましたが、高齢化や人口減少により地域ぐるみの助け合いが困難な地域も増えています。

そして、独居高齢者や高齢者世帯が多く、親族が町内に居ない人も多いために、入院や緊急時の対応に困るケースも増えていますので、高齢者世帯の緊急時の連絡先の把握や緊急時の対応について、自治会ごとに対策を検討しなければならない状況にあります。また、高齢者を狙った「特殊詐欺」も都会だけでなく、地方の中山間地でも被害が増えています。そこで、本町においても、新たな地域のつながりを再構築するための地域づくりが求められています。

<主要な施策>

1) 福祉と人権のまちづくりの推進

地域福祉を進めるためには、人権意識の醸成が不可欠です。一人ひとりの人権を認めあい、お互いを尊重するための啓発や教育に取り組みます。公民館や隣保館などでの交流活動を通じて、差別のない暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

2) 地域ぐるみの見守り支援体制の推進

*自治会単位での組織体制の強化

連合自治会単位の地域住民や民生委員・児童委員との連絡会を定期的で開催して、住民との情報交換を行い、地域の現状や課題、住民のニーズを把握して、住民とともに、地域の課題解決のための対策を検討し、実施していく体制づくり、住民による支え合いの地域づくりをめざします。

*緊急通報体制整備事業の実施

民生委員・児童委員や地域住民の協力により独居高齢者や高齢者世帯に緊急通報装置を設置して、緊急時の見守り支援体制を整備して、独居高齢者や高齢者世帯の不安の軽減に努めます。

3) 住民主体による地域の居場所づくり

住民主体の地域づくり活動を展開していくためには、各地域に住民同士が交流できる居場所が必要です。そこで、高齢者だけでなく、地域住民が世代を超えて交流できるような居場所や交流の場をできるだけ増やしていく必要があります。

例えば、公民館や隣保館などを拠点とした住民主体による高齢者の介護予防も兼ねた運動サークルや茶話会などのサロンの定期開催、こども食堂の開催など、世代に関わらず、交流できる居場所づくりが必要です。

4) 地域ごとの生活支援体制の構築

本町では、地域住民の困りごとを地域住民の支援によりお互い支え合う生活支援事業を推進しています。この事業は町内の連合自治会などの住民グループによる見守りや声かけ、外出支援や軽度生活支援を推進しています。

*地域支援事業（総合事業）：訪問サービスB及び訪問サービスDの実施

5) 防犯・防災体制の充実

町内の連合自治会や民生委員・児童委員と連携・協力して、災害時支援台帳を整備して、災害時の高齢者等の支援体制を整備していきます。

役場総務課を中心として、建設課、警察や消防、連合自治会と連携して、高齢者を含めた地域住民の防犯や防災についての住民の意識啓発に努め、特殊詐欺などの犯罪を未然に防ぐことや、認知症の高齢者の見守り体制、災害時の避難体制など地域ぐるみの連携体制の構築をめざします。

4. 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の推進体制及び進行管理

本計画の推進に当たっては、「美郷町地域福祉ネットワーク会議」を定期的で開催して、本計画の進行管理及び数値目標の達成状況の点検・評価も行い、この協議会の意見を踏まえながら、計画の効果的な推進を図ります。この協議体は保健・医療・福祉、法律等の関係者により、地域のニーズや課題を共有化し、社会資源の開発など地域包括ケアシステムの構築に向けた検討・協議を行います。

また、次ページの推進体制により、保健、福祉をはじめ関係各課の密接な連携のもとに、政策目的、施策目標及び事業目的を明確にしながら、総合的に本町の地域福祉を推進していきます。

(2) 達成状況の点検・評価

計画の達成状況を点検・評価するために、各年度において、この計画の推進にかかるサービスの内容や提供量等具体的な取り組み状況の実績を取りまとめ、サービス提供事業者やサービス利用者からの意見も参考にしながら、個々の事業について点検・評価を実施します。

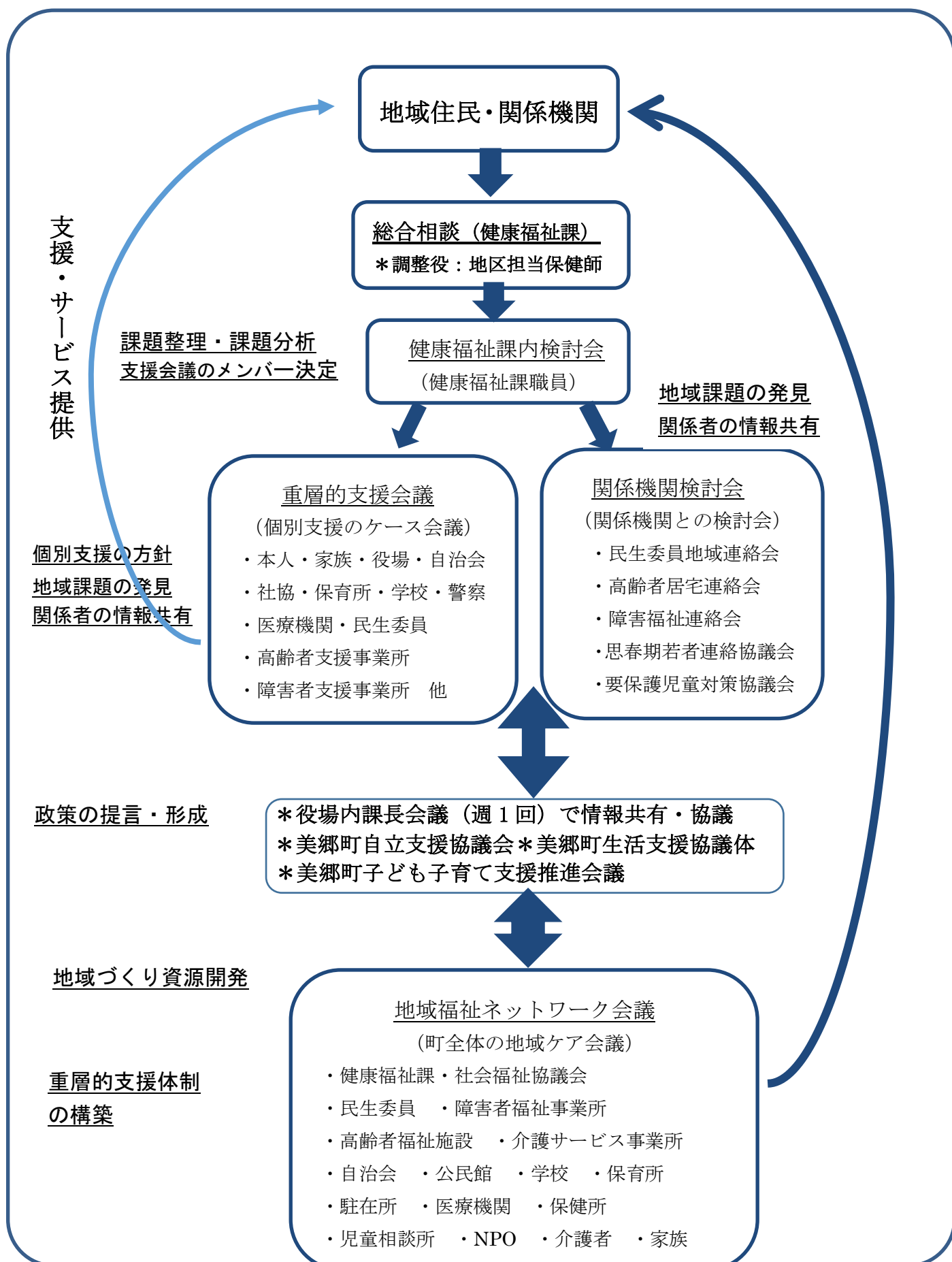
点検・評価の結果をもとに、計画に修正を必要とする事柄については、次期の地域福祉計画策定に向け、課題の明確化を図ります。また、福祉サービス等に改善が必要とされる場合には、サービス利用者をはじめ関係者の理解を得ながら見直しを行うこととします。

【第3次地域福祉計画の評価指標】（美郷町第2次長期総合計画の健康・福祉分野より）

テーマ「生涯を通じて健康で安心できるまち」

施策	評価指標	目標値
地域ぐるみの福祉の推進	地域福祉推進会議の設置及び開催	年間2回以上開催 (部門別会議も含めて)
地域包括ケアシステムの構築	地域で見守りや生活支援を実施している 連自治会数	8自治会
子育て支援の充実	育児の相談相手がいる 保護者の割合	100%

【美郷町地域福祉（重層的支援）推進体制】



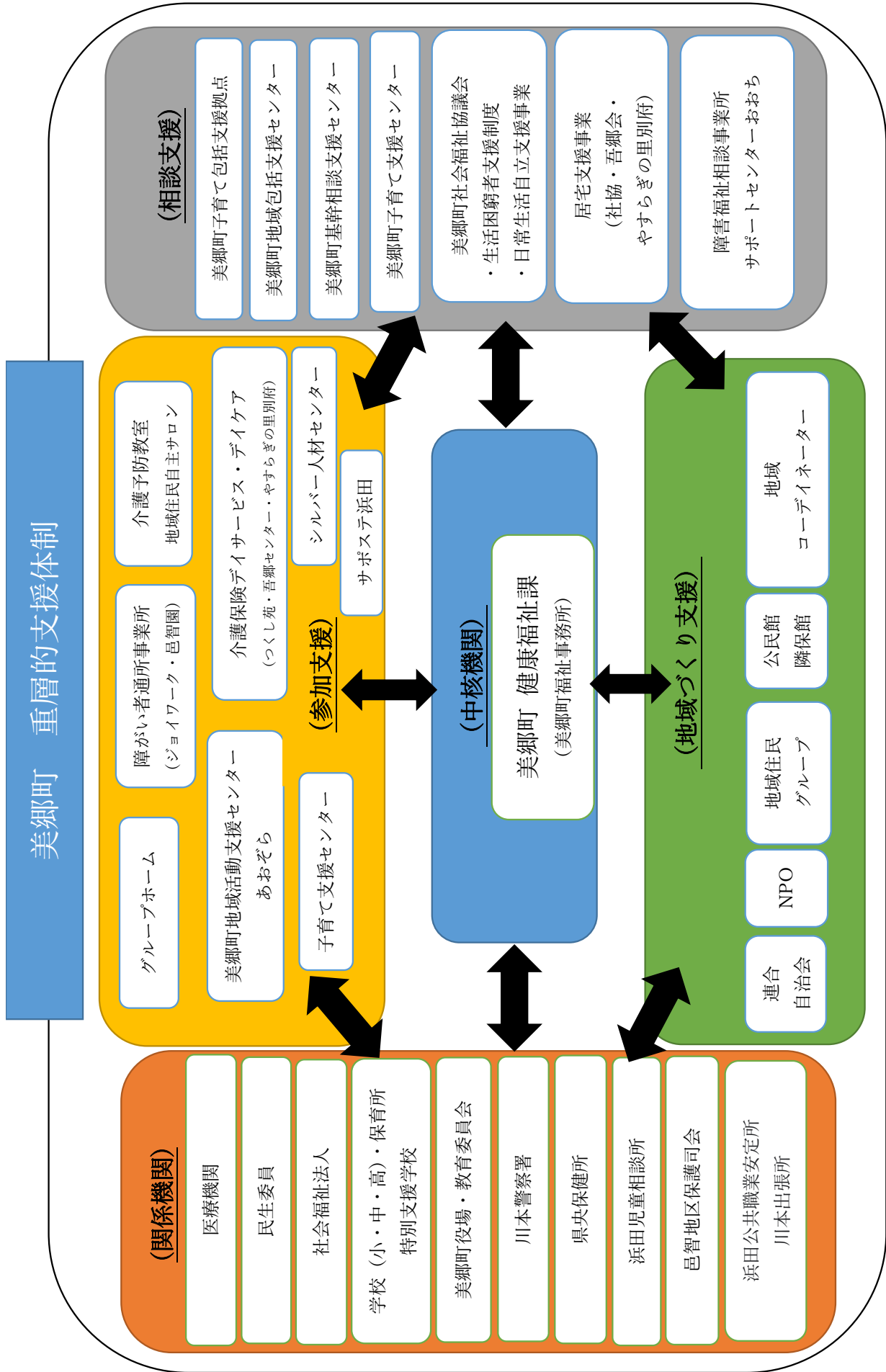
支援・サービス提供

課題整理・課題分析
支援会議のメンバー決定

地域課題の発見
関係者の情報共有

個別支援の方針
地域課題の発見
関係者の情報共有

重層的支援体制
の構築



【用語の解説】

○NPO(Non Profit Organization)

住民主体の非営利組織で、社会的課題の解決など一定の公益的活動を継続的に行うことを目的に組織された民間の団体。

○成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、家庭裁判所における手続を経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人などを選任し、本人のための財産管理を行う制度であり、平成12(2000)年の民法改正により、従前の「禁治産・準禁治産制度」から移行。

○地域包括支援センター

地域ケア会議の実施をはじめ地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。平成18(2006)年の介護保険法改正により、設置された。

○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。(他者と関わらない形での外出をしている場合も含む)

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

○主任児童委員

児童委員の中から選ばれ、主として児童福祉に関することを専門的に担当し、児童福祉の関係機関と児童委員との連絡調整や児童委員に対する援助・協力などを行う者。

○要保護児童対策協議会

虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子どもなどに関する情報の交換や支援を行う機関。平成16(2004)年の児童福祉法改正により、設置された。

○保護司

犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。

○協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

○更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。

資料編

(1) 美郷町地域福祉計画策定委員会開催状況

開催日	審議内容等
第1回 令和4年11月17日(木)	○第3次地域福祉計画素案について ○今後のスケジュールについて
第2回 令和5年1月24日(火)	○第3次地域福祉計画(案)について

(2) 第3次美郷町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

	区 分	氏 名	所属・役職等
1	学識経験者	杉谷 亮	県央保健所所長
2	学識経験者	長谷川 美穂	浜田児童相談所所長
3	高齢者福祉	源 連城	美郷町民生児童委員協議会会長 ※令和4年11月30日まで
3	高齢者福祉	山本 普史	美郷町民生児童委員協議会会長 ※令和4年12月1日より
4	高齢者福祉	南家 祐介	社会福祉法人敬愛福祉会管理者
5	障がい福祉	寺本 賢司	社会福祉法人わかば会理事長
6	障がい福祉	安田 恵枝	障がい者団体元代表
7	子ども子育て会議	生越 徹	邑智小学校長（美郷町校長会）
8	子ども子育て会議	西原 絢子	美郷町食生活改善推進協議会会長
9	住民ボランティア団体 （高齢者・障がい者）	樋ヶ 昭義	NPO 法人別府安心ネット理事長
10	住民ボランティア団体 （子ども・子育て）	西上 時恵	地域食堂代表/民生委員・児童委員
11	地域住民代表者 地域福祉機関	上田 賢逸	美郷町連合自治協議会会長 美郷町社会福祉協議会会長
12	更生保護	芦矢 修司	邑智地区保護司会長
13	オブザーバー	上谷 淳子	松江保護観察所保護観察官

－ 第3次美郷町地域福祉計画 －

発 行 / 令和5年3月
発 行 者 / 島根県 美郷町役場 健康福祉課 (美郷町福祉事務所)
〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕淵168
TEL (0855) 75-1931
FAX (0855) 75-1505
